

## 議案第 9 2 号

### 損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号及び狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 7 条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 相 手 方 埼玉県所沢市くすのき台 1 丁目 1 1 番地の 1  
西武鉄道株式会社  
取締役社長 若 林 久

- 2 損 害 の 概 要

相手方は、平成 2 8 年 1 月 7 日、狭山市富士見 1 丁目 3 2 8 6 番 2 地先の水道管において確認された漏水に起因し、軌道の補修工事を実施する必要が生じた。

- 3 損 害 賠 償 の 額 1 5 , 7 0 1 , 6 0 0 円

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

水道管からの漏水に起因する相手方の軌道の補修工事に関し、損害賠償の額を定めたいので、この案を提出するものである。